

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の概要

～災害廃棄物の処理の推進～



令和8年法律第43号
令和8年6月19日公布

背景・課題

令和6年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理を推進する措置が必要。

- 災害廃棄物処理計画の策定率は**市町村では90%に留まり**、策定済の市町村でも仮置場候補地、災害廃棄物の推計量等の**重要な事項の反映が不十分な状況**から、計画策定等の**準備を平時から推進することが必要**。
- 発災時に既存の民間の廃棄物処理施設・処理業者を最大限活用していくためには、**災害廃棄物処理の特例措置を更に拡充していくことが必要**。
- 平時、発災時の災害廃棄物対応を進めるための自治体のマンパワー・ノウハウ不足が大きな課題であり、**安定的に支援を行う体制等の構築が必要**。

＜令和6年能登半島地震の被害状況＞



改正内容

- 平時からの事前の備えを推進するため、**市町村に災害廃棄物処理に係る計画策定を義務付ける**ほか、自治体と民間事業者等との間の**災害支援協定の締結を努力義務**とする。
- 災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理のため、これまで災害廃棄物処理の再委託を可能としていたが、**再々委託を可能**とする。
- 災害廃棄物の処理を行う**生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない施設の迅速な設置**のため、手続きを合理化する。
- 災害廃棄物を受け入れる**最終処分場を平時から確保するため、平時から都道府県知事が指定**する制度を創設する。
- 国は、**災害廃棄物処理に係る調査研究、技術開発等を推進**するとともに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）に災害廃棄物に関する事業を追加することで、**JESCOが専門支援機関として自治体への支援を担えるものとする**。

施行スケジュール

- 法律の公布日（令和8年6月19日）から3か月を超えない範囲内において政令で定める日に施行。